

地域再生計画

1. 計画の名称

香美市中山間地域活性化計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

高知県、香美市

3. 地域再生計画の区域

香美市の区域の一部（物部町・香北町）

4. 地域再生計画の目標

香美市は、2006年3月1日、物部村、香北町、土佐山田町の合併により、人口30,257人（2005国勢調査）、面積538.22k m²の新市として誕生した。

高知市より国道195線に添って北東へ15kmの場所に位置しており、北は徳島県三好市並びに高知県本山町及び大豊町、南は香南市、西は南国市、東は安芸市及び徳島県那賀町と隣接している。

地形は概ね1,000m～1,800mの急峻な山並みが続き、物部川、国分川の源流域から高知平野に至る変化に富んだ景観を有し、これらの流域には古くから多くの集落及び棚田が広範囲に分布し、その多くは剣山国定公園、奥物部県立自然公園、龍河洞県立自然公園に指定され、山岳、溪谷と多種多様な自然を有し、総面積の約9割を森林が占めている。また、物部川上流域には天然林も多く残され、水源の涵養とともに登山や森林浴、レクリエーションの場として多くの人を訪れている。気候は比較的温暖であるが、標高による気温差が大きく、山間部では降水量が多くなっている。

本市ではこうした地形や気候を活かして中山間地域では柚子、銀杏。平野部では、米、生姜、ニラなどの農産物が生産されている。また、特色ある地場産業として土佐打刃物やフラフが製造されている。

また、香美市は森林面積の約7割を人工林が占めており、中山間地域は古くから林業を基幹産業として栄えてきた。しかし木材価格の低迷による森林所有者の関心の低下、

林業の担い手の高齢化や減少により放置森林が増加し、物部川では水量の減少による河口閉塞や土砂流入による濁水の発生など環境問題も発生している。また、中山間地域の棚田や森林を守ってきた集落は高齢化、過疎化により存続の危機にさらされる状況となっている。

こうした中、本市では森林の団地化による間伐の推進や木材市場の設置等により林業の振興を図ってきた。しかし、放置森林の増加とともに間伐の殆どは切り捨て間伐であり(間伐面積 687ha、内切り捨て間伐面積 525ha：平成 19 年度)、健全な森林整備と利用間伐の推進、バイオマスエネルギーへの利用など森林資源の有効活用が課題となっており、林道や作業道の開設等による基盤整備とともに森林の団地化の推進、高性能林業機械の導入による合理化、効率化を図ることが重要となっている。

また、森林は水源涵養、地球温暖化防止等の公益機能の外レクリエーションや交流の場としても活用されており、地域内の住民組織「奥ものべを楽しむ会」による、自然や歴史、文化、観光施設等を活かした、「間伐体験」、「田植え・稲刈り体験」、「ゆずかりんとうづくり」、「塩の道ウォーク」などの体験型観光も実施されている。

本地域再生計画は市道と林道の一体的な整備とともに各種事業を実施することにより、住みよい生活環境の整備と林業の振興による雇用を創出し、定住化を促進するとともに、体験型交流人口の拡大により中山間地域の活性化を図る。

- (目標 1) 間伐実施面積の 3%増加
687ha (平成 19 年度) →708ha (平成 25 年度)

- (目標 2) 素材生産量の 3%増加
11,407 立方(平成 19 年度)→11,749 立方(平成 25 年度)

- (目標 3) 集落の住環境整備、基盤整備等による林業従事者の減少の歯止め
減少率 22%→10% (現状林業従事者数 125 人)

- (目標 4) 体験型観光の推進による交流人口の拡大
交流人口の 15%増加
1,256 人 (平成 19 年) →1,450 人 (平成 25 年)

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

本市の中山間地域の活性化のためには、市道、林道の一体的な整備により、地域住民が住みよい生活環境の整備、林業の振興、交流人口の拡大を図る必要がある。

そのために、市道においては法面改良や排水路の改良工事により地域住民が安心して安全に生活出来る環境を整備する。

また、林道においては「河口落合線」の開設事業、「押谷線、影仙頭線、御在所線」の舗装事業を実施し、国道、市道とのネットワークを構築し、森林へのアクセス改善を図り、併せて作業道の開設や森林の団地化の推進とともに高性能林業機械を導入し森林施業の効率化・合理化により、健全な森林整備、素材生産量の増大と共に森林資源の有効活用を図る。

また、森林資源や歴史、文化などの観光資源を活かした体験型交流事業の推進により交流人口の拡大を図る。

(5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続等を了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市道大栃山崎線 : 道路法の規定する市道に平成11年12月16日認定済み。
- ・市道根木屋上線 : 道路法の規定する市道に平成 4年 3月17日認定済み。
- ・市道大栃河口線 : 道路法の規定する市道に昭和61年12月23日認定済み。
- ・市道日ノ出栄町線 : 道路法の規定する市道に昭和61年12月23日認定済み。
- ・市道駅前成矢線 : 道路法の規定する市道に平成11年12月16日認定済み。
- ・市道柳沢線 : 道路法の規定する市道に昭和61年12月23日認定済み。
- ・林道 : 森林法による高知森林計画(平成16年樹立)に路線を記載。

[施設の種類(事業区域)、実施主体]

- ・市道 (香美市) 香美市
- ・林道 (香美市) 高知県・香美市

[事業期間]

- ・ 市道（平成 21 年度～平成 25 年度）、林道（平成 21 年度～平成 25 年度）

[整備量及び事業費]

- ・ 市 道 1.5 k m
- ・ 林 道 6.6 k m
- ・ 総事業費 1,068,930 千円（うち交付金 534,465 千円）
 - 市 道 163,000 千円（うち交付金 81,500 千円）
 - 林 道 905,930 千円（うち交付金 452,965 千円）

(5-3) その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、地域再生計画を達成するため、下記の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

(1) 間伐実施事業等の実施

林業の担い手の減少及び高齢化が著しい状況の中、将来に渡って森林を適正に管理するうえで必要な基幹的な技術を持つ担い手を育成し確保する。また、健全な森林を造成し、林業生産活動の活性化のため、作業道の開設とともに高性能林業機械の導入により間伐の推進を図る。

(2) 林道整備事業の実施

森林の団地化や作業道の開設、高性能林業機械の導入による森林施業の合理化、効率化による健全な森林整備、森林資源の有効活用を推進するため、補助事業を導入し幹線となる林道の開設や舗装事業を実施する。

(3) 自然、歴史、文化を活かした交流事業の実施

べふ峡溪谷、西熊溪谷、轟の滝などの自然資源、吉井勇記念館、塩の道などの歴史文化を活用した観光の推進やグリーンツーリズムによる交流人口の拡大を図る。

(4) 体験林業教室の実施

森林や林業への理解を深め将来の担い手育成のため、地元小、中、高校生を対象にネイチャーゲームや間伐体験などを実施する。

6. 計画期間

平成 21 年度～平成 25 年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、計画終了後高知県、香美市の関係部局で会議を開催し必要な調査を行い状況把握すると共に、達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行う。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し。